

退職後の健康保険比較表

令和5年4月1日版

No.	選択肢	任意継続被保険者	国民健康保険被保険者	家族の被扶養者	
1	概要	TOPPANグループ健康保険組合の被保険者資格を 任意に継続 する ※被扶養者は、健保組合の資格審査が必要です	自営業者などと同じく国民健康保険の被保険者になる	就労(社会保険に加入)している家族の被扶養者 になる	
2	加入期間	退職日の翌日から 2年間	制限なし(※74歳まで)	制限なし(※74歳まで)	
3	加入要件	退職日までに継続して 2ヵ月以上 の被保険者期間があること	他の健康保険に加入していないこと ※高齢厚生年金の受給者は「退職被保険者」と呼ばれます	家族が加入している健康保険組合で 被扶養者として認定 されること 目安:①年収が60歳未満→130万円未満 60歳以上→ 180万円 未満 ②被保険者(家族)の年収の 1/2未満	
4	窓口負担率	通院・入院 3割 (被保険者・被扶養者)			
5	保険料	<ul style="list-style-type: none"> ■健康保険料 退職時標準報酬月額×9.5/100(9.5%) ※令和5年度上限=月38,950円 ■介護保険料 退職時標準報酬月額×1.76/100(1.76%) ※令和5年度上限=月7,216円 ■健康保険料+介護保険料=11.26/100(11.26%) ※令和5年度上限=月46,166円 	<p>市区町村により異なるため</p> 市区町村役所国民健康保険担当課に確認する ※市区町村によっては保険料の減免制度あり	被保険者の家族が負担(被扶養者の人数で保険料は変わらない)	
	備考	※ 退職時の標準報酬月額 を基に保険料を計算するため、金額は 2年間殆ど変わらない 。 但し、保険料率や標準報酬月額上限が改定した場合は保険料増減が生じる。 ※前納割引有り	※加入者全員の 前年の収入 を基に保険料を計算するので金額は 収入により変わる 。 ※市区町村によっては保険料の減免制度有り		
任意継続と国民健保の保険料決定方法					
(例:令和●年5月20日退職後働いていない場合)					
		令和×年	5/21 令和●年	4/1 令和▲年(翌年)	4/1 5/21 令和■年
			資格喪失(退職の翌日)	年度切り替え	年度切り替え
任継			退職時の等級を基に保険料を決		▶ 期間満了(2年)
国保			令和×年(1~12月)の収入を基に保険料決定	▶ 令和●年(1~5月)の収入を基に保険料決定	▶ 令和▲年の収入を基に保険料決定
6	資格喪失	①加入期間(2年間)を満了したとき ②再就職により他の健康保険に加入したとき ③被保険者が死亡したとき ④75歳になったとき(後期高齢者該当) ⑤保険料を期日(10日)までに納入しないとき ⑥喪失を申請した翌月1日が到来したとき	①他の健康保険に加入したとき ②死亡したとき ③75歳になったとき(後期高齢者該当)	①他の健康保険に加入したとき ②死亡したとき ③75歳になったとき(後期高齢者該当) ④扶養減の届出をしたとき	
7	メリット	①在職中と同様の 付加給付 (窓口負担30,000円以上で給付金が支給) ②被扶養者の保険料負担なし ③直営・契約保養所を在職中と同様に利用できる ④広報誌「HOKEN」を自宅へ郵送	前年収入が少ないほど保険料は安くなる	①保険料負担なし ②家族が加入している健保の 給付 が受けられる	
8	デメリット	①事業主負担分を含む保険料全額が個人負担となる (負担は在職時の 約2倍強 に増加) ②保険料が下がることはない (収入が減る人は 2年目から国保に比べ割高)	①「被扶養者」という考え方がない (1人1人に保険料が発生) ②法定給付のみの給付	特になし	
9	特定健診	対象:35歳~74歳の加入者 検査項目:法定項目に加え、 付加項目有り (がん検査など)	対象:40歳~74歳の加入者 検査項目: 法定項目のみ (市区町村によっては付加項目有り)	家族が加入している健保の基準による	
10	手続きの期限	退職日の翌日から 20日以内 (保険証は保険料入金後に配付)	退職日の翌日から 14日以内	期限なし (退職日の翌日以後に家族が届け出る)	
11	手続きの窓口	TOPPANグループ健康保険組合	住所地の市区町村役所 国民健康保険担当課	家族が加入している健康保険	